

奈良県告示第三百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十七年二月奈良県告示第四百六十五号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
下市町阿知賀（〇〇九）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町黒木（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町才谷（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町小路（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町立石（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町立石（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課

警戒区域 下市町広橋（〇三七）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
警戒区域 下市町平原（〇〇一）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
警戒区域 下市町平原（〇一七）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
警戒区域 下市町仔邑（〇〇一）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
警戒区域 下市町仔邑（〇一一）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
警戒区域 下市町仔邑（〇二九）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
警戒区域 下市町仔邑（〇三〇）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
警戒区域 下市町仔邑（〇三三）急傾斜地崩壊	次 の 平 面 図 の と	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。